

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市内既存路線バス運行費補助金
補助事業等の標目	・市民の日常生活に不可欠な既存路線バス運行において、路線の安定確保や利用者負担の安定化を図ることで、交通弱者等の日常交通手段の確保に寄与する。
補助事業等の対象者	・市民の日常交通手段の確保を図るため、市の要請に基づいて、既存路線バスの料金をかりんちゃんバスと同一料金にした路線バス事業者 ・本事業の目標達成のために、市長が特に必要と認めた路線バス事業者 ※路線バス事業者とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
補助対象経費	・補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間のバス運行に係る経常費用から経常収益を控除した額とする。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	補助対象経費の10分の10以内で市長の定める額 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 ・公共交通の確保
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成11年9月1日
補助事業等の終了時期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 公共交通の確保（交通弱者の日常的な交通手段として認知され、広く利用されているため。）
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	・補助金の交付を受けようとする者は、規則に定められた申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 補助事業に係る補助対象期間の経常収益及び経常費用の内容を記載した損益計算書又はこれに準ずる書類 (2) 補助対象期間の運行路線毎の輸送人員及び運送収入を記載した運送実績書 (3) その他市長が必要と認めた書類 ・補助金の交付の条件は次の各号のとおりとする。 (1) バス運行の確保を図り、利用客の増加及びバス運行経費の節減に努めること。

	<p>(2) 補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存すること。</p>
<b>提出書類</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業に係る補助対象期間の経常収益及び経常費用の内容を記載した損益計算書又はこれに準ずる書類</li> <li>・補助対象期間の運行路線毎の輸送人員及び運送収入を記載した運送実績書</li> <li>・その他市長が必要と認めた書類</li> </ul> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<b>担当部署</b>	諏訪市 企画部 地域戦略・男女共同参画課 地域戦略係

平成24年11月15日 一部改正

平成28年 4月 1日 一部改正